

はしがき

アイヌ研究は長い間、自然人類学などの研究者によってアイヌを人格なき対象とみなして進められてきた。アイヌの墓を掘り返し、人骨を盗掘したのはその一例である。それは日本人研究者だけではなく。言語学者や文化人類学者らもアイヌの人々から言語や文化に関する材料の収集を図る際、自らの研究成果をあげることに終始し、アイヌ民族への差別や抑圧といった社会問題には無頓着であった。また縄文文化とのつながりや東北地方でのアイヌ語地名の痕跡が指摘されているにもかかわらず、アイヌ民族が日本列島の社会に対して果たした役割も、依然として軽視されている。

室蘭工業大学の奥野恒久（現在龍谷大学）、松名隆、丸山博の3人はアイヌの人々とりわけ萱野茂や貝澤耕一との人間的な交流からアイヌ民族を取り巻く問題の広がりや深さを少しずつ理解し、問題意識を共有して、今日の貝澤耕一との共同研究に至っている。詳しい経緯は松名の「あとがき」に譲るとして、私たち3人は萱野茂や貝澤耕一をそれぞれ私たちの大学の客員教授に迎え、アイヌ民族に関する歴史や文化など多くのことを学びながらアイヌと和人との対等な関係に基づく共同研究を目指して対話を進めてきたのである。その結果私たちの研究はまた以下のような特徴をもつに至った。

1) 学際性

1997年3月の二風谷ダムに関する判決はアイヌ民族の文化享有権と先住性を日本の歴史上初めて国の一機関である裁判所が認めたものとして歴史に刻まれている。私たちは二風谷ダム裁判の原告の1人貝澤耕一の話を何度も聞き、土地収用委員会や審査請求での萱野や貝澤の父、正の陳述などを丹念に読み、その判決の意義や問題点などについて議論を重ねていった。そうして奥野は憲法学、丸山は環境社会学、松名は基層文化論という異なる専門領域でありながら、二風谷ダム裁判そのものの中身にとどまらず、アイヌ民族を取り巻く社会や文化あるいは研究のあり方などについてもそれぞれの学問的立場の枠を超え

て広く考察してきた。

2) 国際性

松名と私はアイヌ民族が直面する問題を国際的なものとして考えるため3年以上前からフィンランドのロバニエミにあるラップランド大学付属アークティック・センターに毎年ひと月以上滞在し、サーミ出身の代表的なサーミ研究者エリーナ・ヘランダー・レンバルをはじめ、多くの研究者とセミナーなどを通して交流してきた。このような交流を通して文献資料の精読だけでは知り得ない北欧やロシアの先住民族の現状と課題や国連を中心とした先住民族の人権に関する議論などを詳しく知り、アイヌの置かれた状況を把握することができた。こうして私たちの研究は国際比較の視点を踏まえてアイヌの権利や文化の問題を深く検討するものとなったのである。

3) 批判的アプローチ

日本がアイヌ民族を先住民族と正式に認めたのは2008年6月のことであった。国際社会においては遅きに失した決断であり、その後の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書も旧態依然としている。なぜなら、報告書は、アイヌ民族を先住民族と規定していない「アイヌ文化振興法」同様、アイヌ民族という言葉を避け、アイヌの人々としており、そもそも有識者懇談会の8人の委員のうちアイヌ民族は北海道ウタリ協会の理事長わずか1人に過ぎず、アイヌの権利の問題を論じていないなど、同化政策の延長線上にあるといわざるをえないからである。私たちはこのように国のアイヌ政策に批判的立場に立ち、アイヌ政策のあるべき方向を探究してきた。

4) 実践的アプローチ

一般的にいえば、環境問題や先住民族の人権問題は当事者の運動がなければ前進しない。研究者の役割は住民・市民による問題提起を受け止め、本質的な解決の道筋をつけることだと思われる。私たちの研究はあらゆる権力から距離を置き、当事者あるいは被害者の立場に立って問題解決を目指すものである。たとえば、本書の場合、貝澤がアイヌの復権について当事者として語るところからはじまり、3人の研究者が二風谷ダム裁判を問い、それを越えたアイヌ政策のあるべき姿を提示する。更に、二風谷と同じように国のダム計画に反対を

貫いた徳島県木頭村（現那賀町木頭）のキーパーソン及びアイヌと同じ先住民族サーミの研究者らに貝澤との対談を通してより広い問題を提起してもらい、そこから私たちが次の研究課題を見出していく……という具合である。

では本書の内容はどうなっているのだろうか。

第I部「二風谷からアイヌの復権を語る」（貝澤）

貝澤耕一の室蘭工業大学での2009年度の「社会環境アセスメント論」の講義をICレコーダーに録音し、それをまとめたものである。これが私たちの研究の出発点である。その概要は以下の通り。

第1章「二風谷に生まれて」は、「かつて北海道はアイヌ民族の土地だった。それを日本政府が勝手に奪い取って日本の植民地とし、本州から多くの和人を移住させ北海道に住ませた、これが歴史的事実である」という文章からはじまり、二風谷、強制労働、サケ漁・狩猟の制限・禁止、強制移住、教育などのテーマに沿って二風谷の歴史や貝澤個人の経験に即しながら、アイヌ民族の苦難の歴史が率直に語られる。

第2章「民族の復権を求めて」は、貝澤が中心にかかわった二風谷ダム裁判、アイヌ文化環境保全対策調査、そしてナショナルトラスト・チコロナイの植林活動の3つのテーマについて当事者でしか知りえない話が繰り広げられる。父・正の思いを胸に裁判に臨み、原告の主張を認めた判決に涙したこと、その後、二風谷ダムのすぐ上流の平取ダム事業が再開されると聞き、北海道開発局の責任者に二風谷ダム裁判の判決を考慮するよう迫ったことからアイヌ文化環境保全対策調査がはじめられたこと、NPO法人「ナショナルトラスト・チコロナイ」を立ち上げ、失われた北海道固有の森林の再生に取り組んでいることなど、貝澤が将来の世代にアイヌの伝統文化やその基盤としての自然を残したいという思いが伝えられる。

第II部「二風谷ダム裁判を問う」は奥野、丸山、松名の3人が二風谷ダム裁判をそれぞれの立場から検討したものである。奥野はその判決で認められたアイヌの文化享有権を戦後日本の憲法学の見落とした課題と受け止め、個人主義に関する議論を踏まえ、文化享有権の積極的な解釈に挑んだ。丸山は原告のアイヌの陳述に注目し、判決が二風谷ダム建設の目的を行政側の主張に沿って認

めたことを批判的にとらえ、公共性の視点から二風谷ダム事業自体の違法性を導いた。松名は「アイヌ文化の捉え方の一面性が、その文化を享受する権利の捉え方にも反映されており、そのことがアイヌの文化的権利の十全な回復を妨げている」として、土地に根差した先住民族の基層文化の観点からアイヌ民族の真の文化享有権を提起した。各章の概説は以下の通り。

第3章「アイヌ民族の文化享有権と日本国憲法」(奥野)は、戦後日本の憲法学は平和的民主的価値の擁護に取り組み、封建的・国家主義的な戦前の回帰に抵抗してきたものの、日本の侵略に伴う加害・被害の問題に対し自覚的とはいえ、国際人権法の領域における少数民族を権利主体とする議論にも消極的であったとし、個人主義理解の再検討を行い、個人とともに民族も文化享有権の主体たりうると結論付けた。

第4章「二風谷ダムの違法性とアイヌ文化」(丸山)は、戦後の国土計画が経済政策として国主導で行われた結果、地方自治が形骸化しているとし、アイヌ住民の立場から二風谷ダムの計画から建設へのプロセスをとらえ、公共事業に関する法律が事業者中心であることを指摘するとともに、二風谷ダム事業そのものの違法性を実証的に示し、アイヌ文化の公共性を生物多様性条約8条j項から新たに提起した。

第5章「アイヌ民族の文化享有権と多文化主義」(松名)は、二風谷ダム判決が文化享有権に及んだことを評価しながらも、アイヌ文化を基層文化としてとらえると、訴状及び判決の文化享有権はその基底に流れる多文化主義による制約を受けて精神文化に限定されているとし、精神文化に加えて基層文化のうち1つの側面である生活文化も認めてはじめて土地の権利を内在化した真の文化享有権に到達すると論証した。

第Ⅲ部「二風谷ダム裁判を超えて」は、今日のアイヌ政策の基本である「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の内容を吟味し、今後のアイヌ政策について論考したものである。奥野は「民族も文化享有権の主体である」ことをいかに具体化するかについて考察し、国会や地方議会におけるアイヌ民族代表制の制度化を日本国憲法のもとで展望した。丸山は国連を中心とした国際社会での人権論議を踏まえて日本政府のアイヌ政策を批判し、サーミと

の比較を通してアイヌ民族の自決権の必要性を示した。松名はアイヌ文化が自然と人間の共生という今日的課題に応えうる普遍的意義を有するため、北海道での先住民と非先住民の共生のシンボルになりうると論じた。各章を簡単にまとめると以下ようになる。

第6章「多文化主義と民主主義論」(奥野)は、上記の報告書がアイヌの先住権はもとより文化享有権への言及すらなく、保護的あるいは利益誘導的な政策論にとどまり、北海道ウタリ協会が熱望した民族代表制についても否定的であるとし、その原因をリベラリズムに立った多文化主義の限界をとらえ、相互尊重を目的とした熟議民主主義論に依拠することで、民族代表制も日本国憲法43条に反するものではないと主張した。

第7章「先住民族の自決権と平取ダム計画」(丸山)は、先住民族の権利に関する国連宣言に至る過程及びその宣言における自決権の位置づけを概観し、国連総会で宣言が採択された際の日本政府の発言や有識者懇談会の報告書などの問題点を国際社会の動向やアイヌ民族の主張から明らかにし、アルタ・ダム論争以降のサーミの権利の進展と平取ダム計画の進行状況との比較からアイヌの自決権の必要性を論じた。

第8章「基層文化の今日的意義と先住民族の文化享有権」(松名)は、先住民族の文化享有権を前提に、アイヌとサーミの生存基盤であったイオルとシーダ、あるいは伝統的生態学的知識の検討から、アイヌとサーミの文化の今日的意義が地域共同体における協働を媒介とした自然と文化との共生的連関にあり、そのことを地域の人々が共有することによって先住民と非先住民の共生が可能になると考察した。

第Ⅳ部「伝統文化の再生と地域環境の持続性をめざして」は2つの対談からなる。貝澤耕一と徳島県旧木頭村の藤田恵、田村好との対談は2010年11月10、11日の両日、室蘭工業大学で行われ、貝澤耕一とサーミのエリーナ・ヘランダー・レンバルとの対談は同年9月10、11日、フィンランドのロバニエミにあるアーキティック・センターで行われた。これらは都市から離れた過疎地に住む人々及び先住民族に属する人々の間の対談を通して21世紀社会の課題とあり方を展望するものである。なお、これらの対談の企画・調整・進行は丸山が、

記録は奥野が、貝澤耕一とエリーナ・ヘランダー・レンバルの通訳はそれぞれ松名とアーケティック・センター研究員の田中真澄が務めた。また、本章の和訳は法律文化社のホームページに掲載したので、興味のある方はそちらを参照されたい。

第9章「ダム反対運動と地域の自然・社会・文化の有機的連関」は国のダム開発と闘った徳島県木頭村の藤田恵、田村好と貝澤耕一との対談を収録したものである。ここでは「なぜ、木頭村では大多数の村民がダムに反対し、二風谷では貝澤と萱野のわずか2家族しか土地収用に反対しなかったのか」といった疑問への回答が当事者の口から明かされる。木頭では地域共同体が機能していたのに対し、二風谷においては国の長期に及ぶ徹底した同化政策の影響で地域共同体の機能が十分ではなかったことは衝撃的である。換言すれば、地域社会の自治的能力が低下すれば、社会の基盤である自然も破壊され、地域の社会や文化も衰退することになるといえよう。また、3者はいずれも森の再生に地域の未来を見出しており、このことから自然こそが地域の社会や文化の基盤であることを改めて問うているものと思われる。

第10章「アイヌとサーミの伝統的知識の地位と生物多様性に関する権利」は貝澤耕一とエリーナ・ヘランダー・レンバルとの対談の記録である。その内容は主として次の3つの部分からなる。第1は自決権の獲得に関してサーミとアイヌの対照的な足跡が語られたことである。サーミは1970年代から国際政治の舞台に積極的に参加し、サーミ議会の設置など一定の成果を得たのに対し、アイヌの場合は未だに何の権利も保障されていないことを知れば、誰しも日本の後進性に唾然とするだろう。第2はサーミの中にもアイヌと同じような状況下にあった海サーミがいることが明かされたことである。1980年代に入ると、何人かの海サーミの若い女性が民族意識に目覚め、伝統的衣装の復元に成功したことは、伝統文化を失いつつあるアイヌ民族の励みになると思われる。第3に先住民族の伝統的知識と知的所有権や生物多様性条約などの法律に話が及び、先住民族の生活と文化を守るには法的な保障が必要であるにもかかわらず、日本においては何も整備されていないという問題が投げかけられる。

最後になったが、私たちがアイヌ問題に取り組むようになった動機と意義に

ついて簡単に記しておきたい。室蘭工業大学は北海道の中央部と南部、いわゆる道央と道南を繋ぐ回廊のような胆振地方に位置する。胆振はその東部に隣接する日高地方とともにアイヌ民族が最も高い人口比をもつ地域であり、その場所に存在する唯一の国立大学が室蘭工業大学である。したがって、アイヌ民族に関する問題は私たち室蘭工業大学の教員とりわけ人文社会系の教員にとって無関心ではいられない問題である。半世紀以上も前の話になるが、熊本県水俣市に奇病（後の水俣病）が発生した時、それを隠ぺいしようとする権力側の圧力に屈することなく、原因究明に没頭し、治療活動を根気強く行ったのは地元の国立大学熊本大学の医学部であった。このことを胸に刻み、私たちもアイヌ民族の権利と文化・生活の向上に寄与する研究をしたいという志を抱き、ようやく小書の出版に漕ぎつけた。今後も、北海道における自然と人間との共生はもとより先住民と非先住民との共生も目指して、国際性、学際性、批判的アプローチ、実践的アプローチからなるアイヌ研究とそれに基づく教育を担っていきたい。

編著者代表 丸山 博